

(宛先) 守口市長

施設等利用費請求書（認可外保育施設等 償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

☐ 令和	年4月～6月分請求用
☐ 令和	年7月～9月分請求用
☐ 令和	年10月～12月分請求用
☐ 令和	年1月～3月分請求用

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、守口市内に居住していることを守口市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを守口市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を守口市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を守口市が確認すること。

請求日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

1. 請求者（施設等利用給付認定保護者）及び償還払いの振込先

フリガナ		認定 子ども との 続柄	生年月日	年				月	日
氏名	※口座名義と同一氏名		現住所	守口市					
				電話					
☐ 今回新たに振込先を指定		☐ 前回と同じ振込先を指定 ⇒ 振込先は記入不要です							
口座名義 (カタ)		金融機関名/ 支店名	銀行・信用金庫		支店				
			農協・信用組合		出張所				
預金種目	☐ 普通 ☐ 当座	口座番号							

請求者氏名は、必ず「施設等利用給付認定決定通知書」に記載された保護者氏名を記入してください。

請求者氏名と異なる振込先を指定する場合は、委任状をご提出ください。

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

フリガナ		法第30条の4の認定種別	☐ 第2号 ☐ 第3号
氏名		認定番号	※施設等利用給付認定決定通知書に記載しています
		生年月日	令和 年 月 日

第2号：満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

⇒4月1日時点の年齢が3歳で、保育の必要性がある子ども

第3号：満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

⇒4月1日時点の年齢が3歳に満たない子どもで、保育の必要性があり、市町村民税非課税世帯である子ども

3. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入（複数記入可）

①	フリガナ		所在地				
	施設・事業名						
	契約している利用料※1		☐ 月額	円	☐ 日額	円	☐ 時間額
②	フリガナ		所在地				
	施設・事業名						
	契約している利用料※1		☐ 月額	円	☐ 日額	円	☐ 時間額
③	フリガナ		所在地				
	施設・事業名						
	契約している利用料※1		☐ 月額	円	☐ 日額	円	☐ 時間額

④	フリガナ			所在地			
	施設・事業名						
	契約している利用料※1		□月額	円	□日額	円	□時間額
⑤	フリガナ			所在地			
	施設・事業名						
	契約している利用料※1		□月額	円	□日額	円	□時間額
⑥	フリガナ			所在地			
	施設・事業名						
	契約している利用料※1		□月額	円	□日額	円	□時間額

①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

※1 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

4. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料)※2※3※4 (a)	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料※3※4 (b)	支払額合計 (a+b) (c)	月額上限額※5 (d)	請求額 (cとdを比較して小さい方)
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円

※2 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。(小数点以下、切り捨て)

※3 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証と提供証明書をすべて添付してください。子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）について、領収証と提供証明書にかえて、活動報告書を添付してください。

※4 認可外保育施設（ベビーシッター）と子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）について、送迎のみの利用は、償還払いの対象外です。

※5 ・月途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額は、月額上限額×転出日までの日数÷その月の日数
・月途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額は、月額上限額×転入先での認定日からの日数÷その月の日数

○子ども・子育て支援法施行令等の改正（施設等利用給付上限額見直し）

月額上限額（認可外保育施設等）			～令和8年9月	令和8年10月～
	法第30条の4 の認定種別	第2号	37,000円	40,300円
		第3号	42,000円	45,700円

守口市処理欄

以下は、守口市で記入しますので、記入しないでください。

利用年月		月額上限額		支給決定額	入力	確認
法第30条の4 の認定種別	第2号	37,000円	40,300円			
	第3号	42,000円	45,700円			
令和	年	月	～令和8年9月	令和8年10月～	(円)	
令和	年	月	～令和8年9月	令和8年10月～	(円)	
令和	年	月	～令和8年9月	令和8年10月～	(円)	